

令和5年度廿日市市地域包括支援センター事業計画書

1 総括事項

(1) 設置

委託型地域包括支援センター

- ① 地域包括支援センター はつかいち東部
新宮一丁目13番1号 山崎本社 みんなのあいプラザ3F
- ② 地域包括支援センター はつかいち中部
宮内4286-1

地域包括支援センター（直営）

- ③ 地域包括支援センター はつかいち西部
地御前一丁目3番28号 廿日市市多世代サポートセンター2F
- ④ 地域包括支援センター さいき
津田1989番地 佐伯支所1F
- ⑥ 地域包括支援センター おおの
大野一丁目1番1号 大野支所1F

地域高齢者総合相談窓口

- ⑤ ブランチ吉和（直営）
吉和3425番地1 吉和支所内
- ⑦ ブランチ宮島（社会福祉法人委託）
宮島町960番地2

[図] 日常生活圏域



(2) 人員体制

(令和5年4月1日予定)

センター	担当地域	運営	人員体制								合計	高齢者人口
			常勤					非常勤				
			所長	主任ケアマネ	社会福祉士	保健師	その他専門職	プランナー	事務補助員	認知症地域支援推進員※1		
はつかいち東部	駅前、大東、可愛、佐方、桜尾、須賀、住吉、天神、廿日市、本町、木材港、山陽園、城内、平良、新宮、宮内73番地・76番地及び94番地、陽光台、原	社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団	(1) ※2	1	1	1	2	3	1	1	10	7,640
はつかいち中部	串戸、宮園、四季が丘、峰高、宮内（宮内73番地・76番地及び94番地を除く。）、六本松、宮内工業団地、地御前二丁目22番から29番まで	医療法人みやうち	(1) ※2	1	1	1	2	3	1	1	10	7,472
はつかいち西部	地御前（地御前二丁目22番から29番までを除く。）、阿品、阿品台	直営	1	1	1	1	－	4	1	1	10	7,186
さいき	佐伯地域	直営	(1) ※3	1	1	1	－	3	1	1	8	3,956
	吉和地域											306
おおの	大野地域	直営	(1) ※3	2	1	1	－	5	1	1	11	8,955
	宮島地域											693

※1 東部及び中部担当の認知症地域支援推進員2名は基幹型で雇用 ※2 直営の西部、さいき、おおのの所長については兼務 ※3 () は3職種と兼務 ※4 高齢者人口は令和4年10月1日現在

2 事業計画

業務名		内容	具体的取組
1 総合相談支援業務		高齢者等の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談・支援できる体制をつくる。	
	①実態把握	様々な手段により、担当圏域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。	・ 民生委員等と協力して戸別訪問等の実施 ・ 地域の通いの場等への訪問を通じた情報収集
	②総合相談支援	分野や制度を越えた様々な相談に対応し、課題を明確にした上で適切なサービスや制度につなぎ、継続的な支援を行う。	
	③地域におけるネットワークの構築	センターとしての日々の活動や、地域ケア会議等を通じて地域の医療と介護等の多様な職種や地域住民との連携を強化し、地域包括支援ネットワークを構築する。	・ 関係機関等へのセンターのちらし設置 ・ 各種会議の運営・参加
	④家族介護者への相談支援体制の充実	家族介護者への離職防止、介護負担の軽減に向けて、身近な相談機関として家族介護者の相談にのるなど、適切な情報等の提供を行う。	
2 権利擁護業務		権利侵害行為の対象となっている、また対象になりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行い安心して尊厳のある生活を送ることができるようにする。	
	①高齢者の虐待防止、早期発見	高齢者の身近な地域の専門機関として、相談を受け、課題を明確にし、計画的な支援を実施しながら、養護者への支援も含めて適切な対応を行う。	・ 高齢者虐待や困難事例への対応 ・ 関係機関との連携強化 ・ 虐待防止のための啓発
	②成年後見制度の利用促進	・ 成年後見利用促進センターと連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取組を行う。 ・ 認知症等により判断能力の低下が見受けられる場合は、適切な介護サービスの利用や関係機関の紹介、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を図り、高齢者の権利擁護を図る。	・ 成年後見制度普及の広報活動 ・ 成年後見制度の利用が必要な場合の申立て支援 ・ 専門職を対象とした成年後見制度研修
	③消費者被害の防止	・ 警察、消費生活センター等と連携をとり、被害の未然防止、問題の解決に努める。	・ 民生委員やサロンの世話人等へ、消費者被害等に関する情報提供、未然防止のための啓発
	④高齢者の意思決定支援	・ 認知症や身寄りがいない等の高齢者の意思決定支援や権利擁護の普及・啓発に資する講座等の取組を行う。	

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		高齢者が地域において安心して生活を継続するため、適切な社会資源を活用できるよう、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域の介護支援専門員に対する直接的・間接的な支援を行う。	
	①包括的・継続的なケア体制の構築	・関係機関との連携体制構築に努め、包括的・継続的ケアマネジメントの実践が可能な環境整備に努める。	・専門職を対象とした研修会の開催
	②地域における介護支援専門員のネットワークの構築と活用	・介護支援専門員のネットワークの構築やその活用を図る。	・介護支援専門員の連絡会
	③相談及び支援困難事例等への指導・助言	・介護支援専門員のニーズや課題に基づいた研修会や事例検討会を開催する。	・介護支援専門員を対象としたケアマネジメント研修会 ・事例検討会の実施
4 介護予防ケアマネジメント業務・ 指定介護予防支援業務		要介護状態となることの予防、また、重度化防止のため、高齢者自身が地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援する。介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨に沿い、介護保険制度によるサービスのみならず、その他の公的サービスやインフォーマルサービスを活用し、自立支援を目標としたケアマネジメントを行う。	
	①多様なサービスの活用	・予防給付相当サービスに加え、短期集中型訪問・通所サービスなどの多様なサービスの活用し、自立に向けたケアマネジメントを行う。	
	②自立支援に向けたケアマネジメント	「廿日市市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防ケアマネジメントマニュアル」に沿って、多角的にアセスメントを行い、自立支援・重度化防止のための支援を考える。	・自立支援、重症化防止に資するケアプラン作成のための研修会の企画 ・自立支援に資するケアマネジメント等の研修への積極的参加 ・ケアマネジメント委託先が行うサービス担当者会議への参加、地域包括支援センターとしての意見を伝える
5 地域ケア会議の運営		地域ケア会議実施要領等に基づき実施し、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる。また、地域ケア会議を通じた介護予防ケアマネジメントの強化を推進する。	
	①地域ケア会議	地域の医療と介護等の多様な職種や地域住民との連携を強化し、個別事例の検討から地域課題を把握・検討する地域ケア会議を運営する。	・地域ケア会議の開催 ・検討事項や把握された地域課題を市へ報告
	②自立支援型個別ケア会議	介護予防及び自立支援の観点から個別課題や地域の状況等をふまえ、多職種から助言を得てケアマネジメントの資質向上を図る。	

6 認知症施策の推進		国が策定した 認知症施策推進大綱 に基づき、認知症の人の意思が尊重され、できる限りより良い環境で自分らしく暮らし続けられるように、状態に応じた 支援を行う。また、地域の見守りや支え合い等も含めた 認知症にやさしい地域を目指し、普及啓発や社会福祉協議会等との連携事業を実施する。	
	①認知症高齢者への支援	・ 多様な社会資源を把握し、支援に繋げる。 ・ 関係機関との連携し、相談支援を行う。	・ 認知症高齢者の実態把握（本人発信ができる、活動に参加できる等）
	②認知症予防の推進	・ 認知症予防に関する正しい知識の普及	・ 出前講座
	③認知症の理解促進	・ 地域における認知症に関する理解や住民同士の支え合い活動の普及促進	・ 認知症講座 ・ 認知症カフェ等への参加
	④介護者への支援	・ 家族介護者の負担や悩みを聞き、必要な支援につなぐ。 ・ 介護離職の防止にむけて、地域包括支援センターを広く周知する。	・ 相談の受付や訪問等 ・ もの忘れ相談会の実施 ・ 地域包括支援センターの周知
7 在宅医療・介護連携の推進		在宅医療・介護連携相談支援室とともに、医療と介護の一体的な提供に向けた連携強化を図る。	
	①入退院支援	・ 急変時や退院時の支援体制を整える。	・ 退院時カンファレンスへの参加、医療機関への開催依頼
	②人生会議の啓発	・ 在宅医療・介護連携の相談窓口として市民からの相談を受ける。 ・ 人生会議やこれから手帳の啓発	・ 出前講座 ・ 100歳体操（18か月のフォロー）での普及啓発
8 一般介護予防の推進		様々な機会を利用して、健康づくりや介護予防を目的とした知識や実践方法の啓発普及を図る	
	①介護予防普及啓発	・ 介護予防と生きがい、住民主体の「通いの場」を推進するツールの 1 つとして、100 歳体操を普及 する。	
	②通いの場の支援	・ 住民が主体的に事業を実施できるよう段階に応じて、「動機付け支援」・「導入支援」・「継続支援」を行う。	・ 100歳体操への支援（初回、3か月、6か月、12か月、18か月）
	③高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施との連携	・ 高齢者元気確認シート等により、介護予防が必要となる可能性の高い高齢者を把握し、必要な支援につなぐ。 ・ 健康状態未把握者の把握と支援を行う。	

9 災害対応及び感染症等への対策		災害時における対応については市と地域包括支援センターの連絡体制を整備し、情報共有を図る。また、平時より各圏域の支援が必要な高齢者の把握を行い、災害時には市及び関係機関と連携を図り支援する。	
災害対応	①災害発生時	・避難所及び在宅避難者の実態把握。 ・生活上の困りごとや健康面等へ総合的に支援する。	・災害対応マニュアル及び業務継続計画を備える
	②個別支援体制の構築	・市関連部署及び関係機関との連携 ・優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成に参画 ・被災者への包括的な支援と早期の生活再建の支援	・個別避難計画の作成に参画
感染症	①情報収集	平時より、新型コロナウイルス感染症だけでなくインフルエンザやその他感染症対策の最新情報や感染症の動向を把握する。	・感染症に関しての業務継続計画を備える
	②感染予防策の徹底	日々の健康管理に努め、各種感染症対応マニュアル等を参照し、感染予防策を講じたうえで相談業務等に従事する。	・正しい情報の提供、感染症への不安軽減、予防対策の指導
	③在宅療養の支援	陽性者が在宅療養する際の介護保険サービス等の利用調整に係る相談対応を行う。	